

古賀市社会福祉センター

指定管理者募集要項

令和5年8月

古賀市

# 目 次

- 1 指定管理者制度導入の目的
  - 制度の目的
- 2 設置目的及び管理運営方針
  - (1) 設置目的
  - (2) 管理運営方針
- 3 施設の概要
- 4 管理に要する経費等
  - (1) 指定管理者の収入として見込まれるもの
  - (2) 指定管理料の支払い
  - (3) 管理口座
- 5 指定期間
  - (1) 指定期間
  - (2) 引継ぎ期間
- 6 申請手続き等
  - (1) 申請の受付
  - (2) 申請書類
  - (3) 留意事項
  - (4) 指定管理者の募集及び選定スケジュール（予定）
  - (5) 説明会（施設見学会）
  - (6) 募集要項に関する質問の受付
- 7 申請の資格
- 8 選定の基準
  - (1) 選定の基準
  - (2) 審査手順
- 9 リスク分担
- 10 協定に関する事項
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 基本協定内容（予定）
  - (3) 協定の解除
- 11 参考

## 1 指定管理者制度導入の目的

### 制度の目的

利用者の多様なニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間のノウハウを最大限に活用することにより、市民サービスの向上を図ることを目的としています。

古賀市では、指定期間が令和6年3月31日で終了する公の施設である古賀市社会福祉センターの指定管理者を募集します。

指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の法令等を参照して下さい。

- ・ 地方自治法
- ・ 古賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同施行規則
- ・ 古賀市社会福祉センター条例、同施行規則
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 古賀市情報公開条例
- ・ その他関係する法令

## 2 設置目的及び管理運営方針

### (1) 設置目的

古賀市社会福祉センターは、市民の社会福祉の充実、健康の保持増進及び教養の向上に資することを目的としています。

### (2) 管理運営方針

指定管理者制度は、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度です。このため、指定管理者は自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、市民のサービス向上を図っていく必要があります。

ついては、施設の指定管理者は、次の項目に留意して管理運営を実施することとします。

- ① 市民の社会福祉の充実、健康の保持増進及び教養の向上に資するという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- ② 市民が気軽に親しめる場を提供できるよう、利用者に対しては柔軟な対応を必要とし、また、積極的に利用者の意見を取り入れること。
- ③ 管理運営方法を創意工夫するとともに社会の変化に対応した改良・改善を積極的に図ること。
- ④ 事業の目的を達成するために必要な人員配置を行うこと。
- ⑤ 古賀市地域福祉計画の基本理念である「こまったときはお互いさま、たより合えるまち」をふまえ、地域に根ざした施設の管理運営に留意し、地域との連携、相互参画を推進すること。
- ⑥ 特定の団体等に有利あるいは不利になることがないように、利用者の平等な利用を確保す

ること。但し、市の利用等公的利用の場合はこの限りではない。

- ⑦ 施設全体について、良好な衛生環境保持に努めるとともに、廃棄物の管理・処分については、関係法令を遵守し実施すること。
- ⑧ 施設内の植栽等を良好な状態に保ち、施設の景観を保持するため、施設内の植栽の管理（散水、剪定、害虫駆除、草刈等）を適宜実施すること。

### 3 施設の概要

施設名	古賀市社会福祉センター
所在地	福岡県古賀市千鳥三丁目3番1号
竣工日	昭和53年 3月20日
開所日	昭和53年 5月 6日
土地建物	敷地面積 : 約14,000㎡ 建築面積 : 1389.40㎡ 延床面積 : 1307.04㎡ 建物構造 : 鉄筋コンクリート造平屋建、木造平屋建
施設概要	和室大広間、娯楽室、しゃんしゃん（介護予防支援）、ヘルストロン室、浴室、（旧）管理人室、事務室、応接室、研修室

※ 詳細については、「業務基準書」を参照。

### 4 管理に要する経費等

#### (1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

##### ① 市からの指定管理料

指定管理料には、人件費、事務費、施設管理運営費（修繕料、光熱水費、保守管理等）、事業費等が含まれます。この他の市からの負担については、「9 リスク分担」に記載しているもののみとします。

##### ② 施設利用料金

施設の利用にかかる料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する「利用料金」）は指定管理者の収入となります。

利用料金の額は、古賀市社会福祉センター条例（平成17年条例第26号。以下「センター条例」といいます。）第13条第1項に規定する利用料金の範囲内において、指定管理者が市と協議を行い、市長の承認を得て定めるものとします。利用料金の上限については、消費税率の変更に伴い条例改正する場合があります。

また、指定管理者は、センター条例第15条に基づき、利用料金の減免を行えるものとします。

指定管理者が預かった指定期間以後の利用に係る利用料金については、市が新たな指定管理者を指定しかつ利用料金制度を導入する場合は当該指定管理者に対して、その他の場合は市に対して、指定期間終了日までに支払うものとします。

現在の利用料金を下回る利用料金を定める場合は、指定管理期間前に当該指定期間の利用許可を受けていた利用者に対し、改定後の利用料金と改定前の利用料金との差額を還付するものとします。

現在の使用料もしくは利用料金を上回る利用料金を定める場合は、指定管理期間前に当該指定期間の利用許可を受けていた利用者に対し、従前の利用料金で利用させることとします。

### ③ その他の収入

物品販売、自動販売機等、上記以外で収入が見込まれるものがあれば、事業計画書に明示してください。

業務基準書で定められた業務ではなく、指定管理者が自ら企画・実施する各事業の収入等を、自らの収入とすることができます。施設の目的外の事業を行う場合は目的外使用許可を得ることが必要となります。

## (2) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。なお、支払いは四半期払い（7月、10月、1月、4月）とし、額は協定にて定めます。

## (3) 管理口座

指定管理料及び利用料金は、団体自体の口座とは別の口座で管理していただきます。

## 5 指定期間

### (1) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消すことがあります。

### (2) 引継ぎ期間

現在、施設を受託している団体を除き、新たに指定管理者に指定された団体は、施設運営を円滑に移行するため、現在の施設の運営方法等を参考にするとともに、利用者と職員との人間関係づくりを行うことを目的とし、令和5年度に一定期間の引継ぎを受けること。

ただし、引継ぎの人件費等の必要経費については、市が別途支給することはありませんので、管理運営経費に含めて精算してください。

※ 引継期間は令和6年1月から令和6年3月までの間で、市と協議の上、団体が必要と認

める期間とする。

## 6 申請手続き等

### (1) 申請の受付

- ・ 受付期間：令和5年9月4日（月）～令和5年9月22日（金）  
9：00～12：15、13：00～17：00  
（土曜、日曜日及び祝日を除く。）
- ・ 提出先及び問い合わせ先  
〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号  
古賀市役所 総務部 人事秘書課 人事係  
電話：092-942-1111 内線385  
FAX：092-942-3758  
E-mail：jinji@city.koga.fukuoka.jp
- ・ 申請方法：提出先へ直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれか）  
とします。ただし、郵送の場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。電送による提出は受け付けません。
- ・ 提出部数：13部（正本1部、副本12部） ※ 副本は、コピーで可

### (2) 申請書類

申請書類は古賀市公式ホームページにも掲載しています。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
  - ② 事業計画書（様式第1-4号）
  - ③ 収支予算書（様式第1-5号）
  - ④ 団体概要（様式第1-6号）
  - ⑤ その他添付書類 ※様式は自由
    - ア 定款、寄附行為その他これらに準じる書類
    - イ 法人登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）
    - ウ 役員名簿
    - エ 国税及び県税、市税について滞納がないことの証明書
    - オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
    - カ 施設と同種又は類似の施設の管理運営実績を示す書類（指定管理者として管理運営に関わった全期間のもの）
- ※ 次の内容が記載されたものとします。
- ・ 同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の所有者、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数 等
  - ・ 同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間
  - ・ 同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等
- キ その他古賀市が特に必要と認める書類

(3) 留意事項

- ① 選定委員、本市職員並びに募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格になることがあります。
- ② 応募一団体（グループ）につき、応募は1件とします。複数の応募はできません。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ⑤ 申請書類は返却しません。  
なお、提出された書類は、古賀市情報公開条例の規定により開示する場合があります。
- ⑥ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ⑦ 応募に関して必要になる費用は団体の負担とします。
- ⑧ その他古賀市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

(4) 指定管理者の募集及び選定スケジュール（予定）

ア 募集要項の配布	令和5年 8月 1日～ 8月17日
イ 説明会（施設見学会）の開催	令和5年 8月22日
ウ 募集要項に関する質問の受付	令和5年 8月22日～ 8月28日
エ 申請受付	令和5年 9月 4日～ 9月22日
オ 選定委員会による選定	令和5年 9月～10月
キ 候補者の決定、公表	令和5年 11月初旬
ク 指定管理者の指定	令和5年 12月
ケ 指定管理者との協議	令和6年 1月～2月
コ 指定管理者との協定締結	令和6年 3月

※ ウ、エの受付時間は、9：00～12：15、13：00～17：00とします。  
また、土日祝日の受付は行っておりません。

(5) 説明会（施設見学会）

説明会（施設見学会）を下記のとおり開催します。応募の予定のある団体につきましては、必ず参加をお願いします。説明会への参加が応募の条件となります。

- ・ 開催日時 : 令和5年8月22日（火）13時30分
- ・ 開催場所 : 古賀市社会福祉センター  
(古賀市千鳥三丁目3番1号)
- ・ 参加申し込み : 令和5年8月21日（月）12：00までに指定管理者施設見学会参加申込書(様式第1-1号)に必要事項を記入の上、電子メール、FAX又は郵送にて(1)の提出先までお申し込みください。共同事業体の場合、指定管理者募集に係る共同事業体申請書（様式第1-2号）もあわせて提出してください。

## (6) 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を下記のとおり受け付けます。

- ・ 受付期間 : 令和5年 8月22日(火)～ 8月28日(月) 17:00まで
- ・ 受付方法 : 質問表(様式第1-3号)に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかで送付してください。これ以外での方法(電話、口頭等)での質問は受付ません。
- ・ 送付先 : (1)の提出先
- ・ 回答方法 : 令和5年8月31日(木)までに現地説明会出席者全員に文書にて回答します。(電子メール又はFAXにて回答)

## 7 申請の資格

応募者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)とし、法人格は必ずしも必要ありませんが、個人での応募はできません。また、次に該当しない者に限ります。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定により古賀市における一般競争入札の参加を制限されているもの
- ・ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- ・ 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、同法第142条(長の兼業禁止)、第166条(副市町村長の兼業禁止)及び同法第180条の5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)の規定に該当するもの
- ・ 国税及び地方税を滞納しているもの
- ・ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号及び、古賀市暴力団排除条例に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人等

## 8 選定の基準

### (1) 選定の基準

指定管理者の選定にあたっては、「古賀市指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、「古賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の下記基準に基づき、審査等による選定を行い、優先候補者を決定します。

- ① 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること

- ④ 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること  
 ※審査基準については別添①の指定管理者選定審査基準を参考にしてください。事業計画書において、特に検討を要する項目については別添②を参照してください。

(2) 審査手順

① 応募書類の確認

団体からの応募書類を確認します。

② 選定委員会の開催

応募書類を基に、選定委員会において審査を行います。

必要に応じて選定委員会によるヒアリングや実地調査を実施します。（詳細については別途通知）

③ 選定結果の通知

選定委員会による選定結果報告に基づき指定管理者の候補者を決定し、応募団体に文書にて通知します。

## 9 リスク分担

本市と指定管理者のリスク分担の基本的な考え方は次のとおりです。詳細については、協定で定めるものとします。分担表一覧に定めのない事項または疑義が生じた場合は、古賀市と協議し決定するものとします。

(分担表一覧)

項目	内容	負担者	
		本市	指定管理者 (応募団体)
募集手続き	応募に関して必要となる費用		○
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
協定は締結できたが協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	○	
	人件費、光熱水費、物品費等の物価及び金		○

	利の変動に伴う経費の増加		
書類の誤り	業務基準書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報情報の漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加や指定管理料の減額等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減		○
送迎バス	車両管理に関する全ての業務		○
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので1件あたり10万円(税別)未満のもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外による施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた1件あたり10万円(税別)未満のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	

管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべく行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○ (市が求償権を行使)
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○ (市が求償権を行使)
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う徴収費用		○
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

## 1 0 協定に関する事項

### (1) 基本的な考え方

選定委員会の審査より選ばれた指定管理者候補についてはその後、議会の議決後に候補者を指定管理者として指定するとともに、指定期間中の包括的な事項を定める基本協定を締結します。

議会での議決が得られない場合又は議決を得るまでの間に指定管理者候補を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、当該候補を指定管理者に指定しません。なお、指定管理者候補が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については一切補償しません。

### (2) 基本協定内容（予定）

古賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき下記の内容で協定を締結します。

- ① 指定の期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 公の施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項

- ⑧ 公の施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- ⑨ その他市長等が別に定める事項
  - ・ 業務の範囲と実施条件
  - ・ 指定管理者評価に関する事項
  - ・ 備品の帰属等に関する事項
  - ・ 費用負担に関する事項
  - ・ その他

### (3) 協定の解除

市又は指定管理者は、相手方が協定に違反し、その違反により業務の遂行が不可能になった場合は、協定を解除することができます。また、この場合において、市又は指定管理者が損害を受けたときは、相手方はその損害を賠償しなければなりません。

協定が解除された場合は、指定管理者は市が引き続き施設の管理運営を行えるよう必要な協力を行わなければなりません。また、この場合において、指定管理者の責に帰すべき事由により協定が解除されたものであるときは、協力に必要な経費は指定管理者の負担とします。

## 1 1 参考

(年度別利用状況及び水道光熱関係状況)

別添③のとおり

(社会福祉センター修繕・工事・物品 一覧表 (10万円未満))

別添④のとおり

指定管理者選定審査基準

別添①

選定基準	審査項目	審査内容
1 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること  (手続条例第4条第1項第1号)	利用者の平等な利用の確保	施設運営のための運営方針は適切か
		事業内容等に偏りがないか
		利用者の平等な利用が確保されているか
		利用促進への取組内容は適切か
	利用者へのサービス向上	サービス向上のための取組内容は適切か
		利用者の意見の把握・反映の内容は適切か
		利用者からのクレームへの対応は適切か
		施設の設定等の活用の内容は適切か
2 事業計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること  (手続条例第4条第1項第2号)	施設の維持管理の内容及び手法	施設・設備の維持管理の取組内容は適切か
	施設の管理運営に係る経費の内容	安全管理・安全対策は適切か
		経費節減のための取組は適切か
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること  (手続条例第4条第1項第3号)	収支計画の内容及びその実現性	収支計画と事業計画の整合は取れているか
	安定した運営が可能となる人的能力	職員の採用・確保・配置の方策は適切か
		職員の研修体制等は十分か
4 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること  (手続条例第4条第1項第4号)	安定した運営のための財政的基盤	団体の財務状況は健全か
	個人情報の保護措置・情報公開	個人情報の保護措置及び情報公開の取組内容は適切か
	類似施設の運営実績	類似施設や類似業務を良好に運営した実績はあるか
5 その他	重点施策の提案・企画	多目的グラウンドの活用に向けた提案・企画
		交流の場としての活用に向けた提案・企画
		バスの有効利用に向けた提案・企画
	その他の提案・企画	提案・企画の内容等は適切か
6 指定管理料	指定管理料	指定管理料

## 事業計画書における重点的な検討項目

### 1. 多目的グラウンドの活用について

付属施設である多目的グラウンドは全6面あり、県内でも数カ所しか無い屋根付き（内4面）のグラウンドです。平成28年度途中からゲートボール以外の用途にも利用できるように条例改正を行いました。

より多くの市民の方に多目的グラウンドを利用してもらえる取組について提示して下さい。

### 2. 交流の場としての活用について

本施設は地域福祉推進の拠点施設としても重要視されています。多世代間交流をふくめ、多くの市民活動団体が交流をもち、今後の活動に活かしていける取組について提示してください。

### 3. バスの有効利用について

本施設設置目的にかんがみ、バスの有効利用について、その可能性を検討し、活用方法について提示してください。

以上の項目について重点的に検討を行い、事業計画書に記載して下さい。

古賀市社会福祉センター利用状況（平成29年度～令和3年度）

別添③

区分	月	年度	セ ン タ ー 利 用 者																										回数券		センター利用者計		しゃんしゃん利用者計		総 計	
			65歳以上		一 般		小・中学生		障がい(児)者		母子・寡婦		市外利用者		多目的グラウンド				ヘルス料金		枚数	金額	員数	金額	員数	金額	員数	金額								
			員数	金額	員数	金額	員数	金額	員数	金額	員数	金額	員数	金額	個人利用 人数計	団体利用状況(貸部屋)			団体利用 人数計	員数									金額	入館 多目的 グラウンド	減免	多目的 グラウンド 利用計	員数	金額		
4	29	1,299	98,550	65	7,400	199	100	16	2,250	6	900	0	0	1,585	204	1,662	191,330	300	1,962	65	2,900	6	75	146	143	8,300	86	124,500	3,830	436,230	262	10,200	4,092	446,430		
	30	1,114	83,100	53	6,400	122	200	15	1,950	3	450	0	0	1,307	183	1,475	162,530	324	1,799	39	1,800	0	65	104	89	4,100	71	104,500	3,299	365,030	225	7,650	3,524	372,680		
	31	1,294	82,000	220	11,600	46	300	6	900	3	450	1	300	1,570	220	1,602	173,210	287	1,889	61	2,800	1	65	127	71	3,500	93	139,000	3,656	414,060	301	12,850	3,957	426,910		
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	1,158	90,600	102	4,800	64		6	900	15	2,250	0	0	1,345	207	1,109	139,770	201	1,310	82	9,200	0	55	137	44	3,300	70	102,500	2,836	353,320	287	10,200	3,123	363,520			
5	29	1,290	93,400	84	8,700	108	300	17	2,400	6	900	0	0	1,505	169	1,087	127,300	240	1,327	175	13,200	1	110	286	143	7,600	78	112,000	3,260	365,800	258	14,300	3,518	380,100		
	30	1,180	89,250	115	10,200	65	650	11	1,550	3	450	1	250	1,375	191	1,183	130,980	177	1,360	120	8,500	2	101	223	72	2,300	66	95,000	3,028	339,130	259	18,800	3,287	357,930		
	31	1,215	92,100	148	7,100	27	100	16	2,250	7	1,050	0	0	1,413	191	1,170	144,730	188	1,358	196	13,900	3	98	297	70	3,400	73	107,500	3,135	372,130	287	20,450	3,422	392,580		
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	386	31,900	19	2,100	18		4	600	3	400	0	0	430	47	250	28,200	19	269	17	1,000	0	45	62	20	500	15	22,000	781	86,700	59	3,350	840	90,050			
6	29	1,242	97,050	76	8,750	261	300	21	3,150	3	450	0	0	1,603	185	1,461	189,140	359	1,820	98	6,800	36	212	346	135	6,600	66	94,500	3,868	406,740	275	13,250	4,143	419,990		
	30	1,141	82,700	163	6,000	292	200	8	1,200	4	600	0	0	1,608	208	1,747	232,050	356	2,103	66	4,400	1	180	247	83	2,800	77	112,000	4,040	441,950	263	12,650	4,303	454,600		
	31	1,241	93,800	101	3,200	141	0	7	1,050	7	1,050	1	300	1,498	201	1,483	201,200	301	1,784	97	7,000	1	341	439	53	2,200	62	91,000	3,773	400,800	314	20,650	4,087	421,450		
	2	302	21,900	66	4,200	48	0	0	0	1	150	0	0	417	118	649	106,450	68	717	114	6,400	0	0	114	67	1,000	33	47,000	1,315	187,100	189	6,300	1,504	193,400		
3	277	19,700	24	1,200	53	0	7	950	5	750	0	0	366	54	233	44,050	45	278	20	1,800	0	35	55	12	1,200	12	18,000	711	87,650	88	7,350	799	95,000			
7	29	1,249	101,550	72	8,600	282	900	13	1,950	6	900	0	0	1,622	153	1,194	178,350	618	1,812	139	9,000	1	70	210	142	7,300	83	117,500	3,785	426,050	269	8,700	4,054	434,750		
	30	1,161	89,550	157	8,000	228	200	8	1,200	6	900	1	300	1,561	190	1,383	210,600	647	2,030	156	10,400	3	67	226	65	2,300	81	118,000	3,879	441,450	229	7,650	4,108	449,100		
	31	1,367	112,650	85	4,600	47	0	9	1,350	9	1,350	0	0	1,517	222	1,268	208,900	368	1,636	164	12,000	1	396	561	56	2,700	79	116,000	3,769	459,550	328	15,750	4,097	475,300		
	2	790	52,800	134	8,600	117	100	2	300	6	900	0	0	1,049	210	1,216	210,450	98	1,314	99	6,200	0	97	196	147	2,900	74	105,500	2,706	387,750	284	12,750	2,990	400,500		
3	904	68,350	87	4,600	195	300	7	1,050	15	2,250	0	0	1,208	201	1,083	224,750	159	1,242	114	10,600	0	125	239	38	2,000	62	91,500	2,727	405,400	251	8,100	2,978	413,500			
8	29	1,160	86,850	91	9,400	280	2,200	11	1,650	4	600	0	0	1,546	163	1,163	182,350	196	1,359	269	21,100	2	55	326	152	6,900	92	132,000	3,381	443,050	254	9,750	3,635	452,800		
	30	1,045	69,450	113	6,400	260	800	6	900	3	450	1	300	1,428	193	1,208	196,200	219	1,427	236	19,800	2	36	274	58	1,400	73	106,500	3,185	402,200	272	9,100	3,457	411,300		
	31	1,108	88,050	90	5,000	136	1,000	18	2,700	4	600	0	0	1,356	180	1,101	184,250	145	1,246	190	16,300	1	51	242	82	3,700	67	98,000	2,925	399,600	269	11,400	3,194	411,000		
	2	830	61,500	71	4,600	82	0	2	300	16	2,400	0	0	1,001	165	891	164,500	94	985	31	1,300	0	60	91	131	3,900	64	88,500	2,208	327,000	235	8,850	2,443	335,850		
3	201	15,600	29	1,000	54	300	0	0	4	600	0	0	288	42	276	50,150	24	300	8	500	0	0	8	9	900	10	15,000	605	84,050	57	1,950	662	86,000			
9	29	1,169	87,850	61	6,000	186	700	5	700	3	450	0	0	1,424	200	1,264	181,850	689	1,953	134	11,800	0	78	212	154	7,000	66	95,000	3,743	391,350	278	13,500	4,021	404,850		
	30	1,053	76,500	95	7,950	170	0	5	750	10	1,500	0	0	1,333	206	1,105	173,250	649	1,754	162	12,300	1	118	281	52	2,100	64	92,500	3,419	366,850	270	13,450	3,689	380,300		
	31	1,134	85,200	119	3,800	80	0	27	4,000	4	600	0	0	1,364	219	1,334	207,600	545	1,879	225	16,000	0	125	350	99	4,100	60	87,500	3,692	408,800	305	17,950	3,997	426,750		
	2	870	64,050	83	3,400	90	100	4	600	14	2,100	1	300	1,062	199	1,115	169,400	150	1,265	53	3,000	0	60	113	95	4,000	56	81,000	2,535	327,950	304	13,350	2,839	341,300		
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
10	29	1,221	95,600	69	8,850	131	600	15	2,250	7	1,050	0	0	1,443	187	1,088	128,080	220	1,308	62	3,800	6	201	269	159	8,800	71	102,500	3,173	351,530	259	8,350	3,432	359,880		
	30	1,158	79,950	73	6,800	127	200	6	900	9	1,350	0	0	1,373	193	1,361	138,550	442	1,803	110	9,000	0	201	311	73	2,600	71	104,000	3,560	343,350	271	11,100	3,831	354,450		
	31	1,251	86,700	142	8,000	73	200	29	4,350	6	900	0	0	1,501	223	1,510	198,470	538	2,048	44	3,300	0	170	214	112	5,700	75	109,500	3,875	417,120	349	18,900	4,224	436,020		
	2	980	75,400	121	2,400	61	0	6	900	12	1,800	0	0	1,180	191	1,072	142,700	252	1,324	78	3,000	0	160	238	96	4,500	67	96,500	2,838	327,200	343	17,250	3,181	344,450		
3	1,024	77,100	105	5,600	217	0	12	1,800	12	1,800	0	0	1,370	218	1,221	202,830	346	1,567	32	2,700	0	197	229	50	4,800	64	95,500	3,216	392,130	299	12,550	3,515	404,680			
11	29	1,197	89,450	70	7,900	166	900	13	1,950	4	600	0	0	1,450	173	1,131	132,840	858	1,989	93	7,900	2	76	171	88	4,300	60	87,000	3,696	332,840	204	12,450	3,900	345,290		
	30	1,175	87,900	128	9,400	46	100	6	900	8	1,200	1	300	1,364	182	1,504	148,290	960	2,464	76	4,200	1	95	172	55	2,000	71	105,500	4,054	359,790	220	12,300	4,274	372,090		
	31	1,156	93,950	137	6,000	60	0	18	2,700	9	1,350	0	0	1,380	220	1,407	161,990	1,029	2,436	92	5,500	0	66	158	116	4,200	77	113,000	4,090	388,690	270	11,550	4,360	400,240		
	2	957	73,200	62	2,000	55	0	7	1,050	12	1,800	0	0	1,093	197	1,310	150,220	153	1,463	67	3,500	0	130	197	92	4,000	58	84,500	2,845	320,270	273	13,800	3,118	334,070		
3	1,027	80,150	100	8,400	257	0	10	1,500	13	1,950	1	350	1,408	211	1,211	185,280	126	1,337	15	300	0															

※令和2年度からコロナ禍となり緊急事態宣言等による休館等が発生しており、  
参考となる数値ではないためコロナ禍前の実績値を掲載しております。

### 平成29・30・31年度社会福祉センター事業費目別比較表

別添③

#### 【水道使用料】

年度	費目別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
29	使用量(m <sup>3</sup> )		1,242		1,062		1,019		1,245		1,419		1,268	7,255
	上水道料		394,740		333,500		318,870		395,760		454,950		403,580	2,301,400
	下水道料		256,540		217,660		208,370		257,190		294,770		262,150	1,496,680
	水道料計		651,280		551,160		527,240		652,950		749,720	-91,210	665,730	3,706,870
30	使用量(m <sup>3</sup> )		1080.0		1058.0		960.0		1015.0		1161.0		1115.0	6,389
	上水道料		339,620		332,140		299,660		317,510		367,140		351,490	2,007,560
	下水道料		221,550		216,790		195,840		207,510		257,540		246,810	1,346,040
	水道料計		561,170		548,930		495,500		525,020		624,680		598,300	3,353,600
31	使用量(m <sup>3</sup> )		1015.0		920.0		954.0		939.0		984.0		982.0	5,794
	上水道料		317,470		286,880		297,710		292,930		312,960		312,310	1,820,260
	下水道料		223,480		201,840		209,550		206,150		220,360		219,900	1,281,280
	水道料計		540,950		488,720		507,260		499,080		533,320		532,210	3,101,540

#### 【電気料】

年度	費目別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
29	電気料(センター)	254,170	172,777	170,274	200,725	326,615	293,679	203,776	173,644	237,123	296,047	328,583	254,579	2,911,992
	使用量(kwh)	8,826	4,014	3,852	5,442	11,526	10,363	5,346	4,044	7,554	10,788	12,888	8,766	93,409
	電気料(外灯、他)	11,762	13,931	13,906	17,074	12,701	11,995	14,494	14,615	17,033	16,333	14,494	16,245	174,583
	電気料計	265,932	186,708	184,180	217,799	339,316	305,674	218,270	188,259	254,156	312,380	343,077	270,824	3,086,575
30	電気料(センター)	219,398	167,193	167,921	190,313	262,718	258,263	189,204	162,572	189,252	233,247	243,900	223,010	2,506,991
	使用量(kwh)	6,768	3,894	3,918	5,016	8,256	7,980	4,656	3,528	4,866	7,044	8,352	7,350	71,628
	電気料(外灯、他)	14,689	13,367	17,961	12,592	19,911	12,859	18,828	20,930	10,838	18,849	13,242	13,933	187,999
	電気料計	234,087	180,560	185,882	202,905	282,629	271,122	208,032	183,502	200,090	252,096	257,142	236,943	2,694,990
31	電気料(センター)	187,775	140,332	141,679	155,884	192,292	192,938	183,030	132,992	174,762	173,421	244,889	211,295	2,131,289
	使用量(kwh)	6,084	3,720	3,804	4,476	5,994	6,054	5,682	4,128	5,472	5,472	8,418	7,518	66,822
	電気料(外灯、他)	15,482	9,327	10,955	11,393	11,314	9,241	8,491	7,852	8,933	15,401	9,458	8,752	126,599
	電気料計	203,257	149,659	152,634	167,277	203,606	202,179	191,521	140,844	183,695	188,822	254,347	220,047	2,257,888

## 平成29・30・31年度社会福祉センター事業費目別比較表

別添③

## 【ガス使用料】

年度	費目別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
29	風呂、他	199,260	170,748	146,232	104,112	84,807	105,786	151,902	194,481	219,699	252,234	249,885	257,067	<b>2,136,213</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	738.0	632.4	541.6	385.6	314.1	391.8	562.6	720.3	813.7	934.2	925.5	952.1	<b>7,911.9</b>
	湯沸室	5,180	5,055	4,913	5,746	4,680	5,195	4,781	5,454	5,213	5,227	4,505	4,791	<b>60,740</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	5.5	5.3	5.2	6.6	4.9	5.7	4.9	5.8	5.3	5.3	4.2	4.7	<b>63.4</b>
	事務所	3,548	3,234	2,769	2,884	2,450	2,579	2,725	3,205	3,569	3,510	3,116	3,227	<b>36,816</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	2.9	2.4	1.7	1.9	1.2	1.4	1.6	2.3	2.8	2.7	2.1	2.3	<b>25.3</b>
	管理棟	2,544	2,481	2,524	2,519	2,209	1,849	2,164	2,306	2,648	2,058	2,058	2,045	<b>27,405</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	1.3	1.2	1.3	1.3	0.8	0.2	0.7	0.9	1.4	0.0	0.5	0.4	<b>10.0</b>
	ガス料計	210,532	181,518	156,438	115,261	94,146	115,409	161,572	205,446	231,129	263,029	259,564	267,130	<b>2,261,174</b>
30	風呂、他	177,363	183,303	144,342	97,416	74,628	93,042	139,995	194,832	192,510	230,283	210,870	194,346	<b>1,932,930</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	656.9	678.9	534.6	360.8	276.4	344.6	518.5	721.6	713.0	852.9	781.0	719.8	<b>7,159.0</b>
	湯沸室	4,708	4,857	4,691	4,888	4,195	4,612	4,502	4,751	4,718	4,277	3,720	3,765	<b>53,684</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	4.7	5.0	4.7	4.9	3.8	4.4	4.2	4.5	4.5	4.0	3.2	3.3	<b>51.2</b>
	事務所	2,932	2,917	2,926	3,211	2,637	2,580	2,652	3,138	3,123	3,002	2,973	2,962	<b>35,053</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	1.9	1.9	1.9	2.3	1.4	1.3	1.4	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	<b>22.3</b>
	管理棟	2,045	2,040	2,043	2,050	2,052	2,055	2,058	2,131	2,326	2,046	2,039	2,345	<b>25,230</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	0.4	0.4	0.3	0.1	0.0	0.4	0.2	0.6	0.9	0.5	0.4	1.0	<b>4.7</b>
	ガス料計	187,048	193,117	154,002	107,565	83,512	102,289	149,207	204,852	202,677	239,608	219,602	203,418	<b>2,046,897</b>
31	風呂、他	178,848	143,559	108,837	105,732	78,273	93,852	119,529	159,032	183,755	211,915	201,575	227,810	<b>1,812,717</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	662.4	531.7	403.1	391.6	289.9	347.6	442.7	578.3	668.2	770.6	733.0	828.4	<b>6,647.5</b>
	湯沸室	3,915	4,020	4,227	5,374	4,043	4,146	4,242	4,104	4,271	4,164	4,079	3,897	<b>50,482</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	3.5	3.6	3.9	5.8	3.8	4.0	4.2	3.8	4.0	3.8	3.6	3.3	<b>47.3</b>
	事務所	3,727	2,619	2,753	2,985	2,398	2,513	2,386	3,117	3,015	3,342	2,662	2,796	<b>34,313</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	3.2	1.4	1.6	2.0	1.1	1.3	1.1	2.2	2.0	2.5	1.4	1.6	<b>21.4</b>
	管理棟	2,046	2,046	2,048	2,042	2,032	2,090	2,147	2,253	2,073	2,076	2,082	2,083	<b>25,018</b>
	使用量(m <sup>3</sup> )	0.4	0.3	0.2	0.3	0.0	0.6	0.7	0.8	0.5	0.4	0.3	0.1	<b>4.2</b>
	ガス料計	188,536	152,244	117,865	116,133	86,746	102,601	128,304	168,506	193,114	221,497	210,398	236,586	<b>1,922,530</b>

## 別添④

## 令和2年度～令和4年度 社会福祉センター修繕・工事・物品 一覧表(10万円未満)

年 度	工 事 名	契約額(円)
令和2年度	男性浴室用トイレ便座(故障取替)	19,580
令和2年度	女性浴室脱衣所洗面台水漏れ修理	26,400
令和2年度	女性トイレタンク修理	20,350
令和2年度	男性浴室用トイレタンク修理	16,016
令和2年度	非常警報設備電池取替	38,500
令和2年度	ボイラー温水配管部亀裂修理	97,460
令和2年度	男性浴室混合栓取替修理	49,500
令和2年度	管理棟玄関アプローチ整備工事	198,000
令和2年度	マッサージ機ねじ交換修理	9,900
令和2年度	センターバス車庫電気配線修理	11,257
令和2年度	多目的グラウンド電球交換2か所	8,398
令和3年度	大広間内誘導灯2台交換	77,000
令和3年度	浴室温度調整ユニット交換(3台)	40,000
令和3年度	マッサージ機修理	8,000
令和3年度	トイレ便座	7,800
令和4年度	管理棟空調機水漏れ修理	24,200
令和4年度	マッサージ機修理代(2台分)	48,000
令和4年度	浴室混合水栓調査、修繕	16,500
令和4年度	給湯器分解清掃及び バーナー取替修理(1号機)	41,910
令和4年度	大便器フラッシュバルブ修繕	11,000
令和4年度	男性浴室給湯管水漏れ修理	33,000
令和4年度	トイレ便座	15,700
令和4年度	水仙①壁紙張替	4,158
令和4年度	水仙②壁紙張替	4,158